

9.8 自然との触れ合い活動の場

9.8.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.8-1に示すとおりである。

表 9.8-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施や大会の開催に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.8-2に示すとおりである。

表 9.8-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合いの活動の場調査	春季	平日：平成26年5月14日(水) 休日：平成26年5月11日(日)	6:30~17:00
	夏季	平日：平成26年8月8日(金) 休日：平成26年8月9日(土)	6:30~17:00
	秋季	平日：平成26年11月4日(火) 休日：平成26年11月3日(月・祝)	6:30~16:30
	冬季	平日：平成27年1月16日(金) 休日：平成27年1月17日(土)	6:30~16:30

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月 江東区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

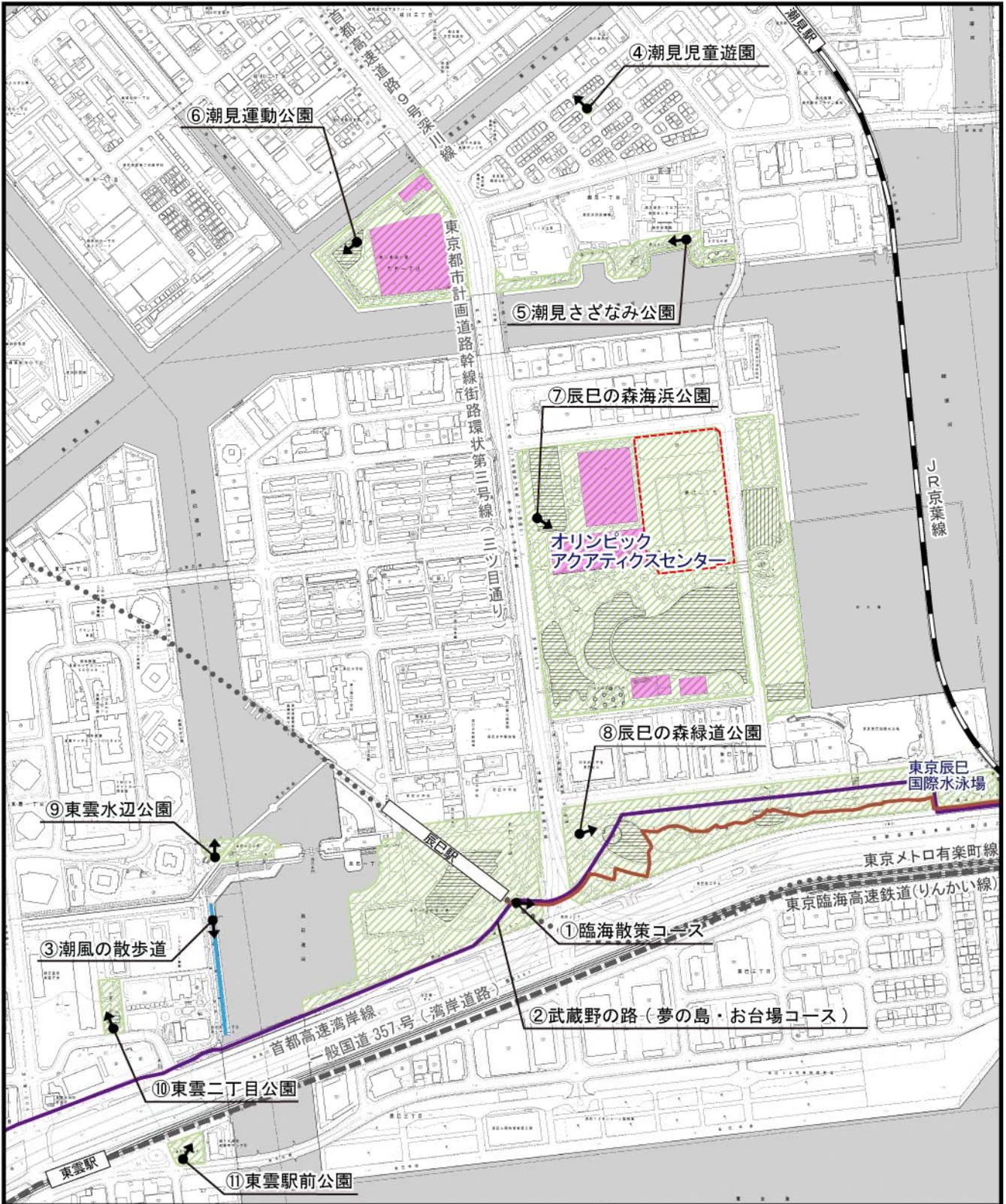
自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、「観光まちあるきガイド」（平成 21 年 2 月 江東区）に設定された遊歩道等を抽出した。

計画地内は辰巳の森海浜公園の未開園地であり、自然との触れ合い活動の場は存在しない。計画地周辺には、南側には辰巳の森緑道公園、曙運河を挟んで東側には夢の島公園、北側には砂町運河を挟んで潮見さざなみ公園等の施設が存在する。また、計画地南側には江東区が設定した「臨海散策コース」や東京都が設定した「武蔵野の路（夢の島・お台場）コース」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置を、表 9.8-3、図 9.8-1 に、状況を写真 9.8-1 に示した。

表 9.8-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	辰巳駅－辰巳の森緑道公園－かもめ橋－第五福竜丸展示館－夢の島熱帯植物館－夢の島公園－木材・合板博物館－貯木場－新木場駅（約 5.1km）	明るく開放感のあるベイエリアの風景を眺めながら、公園や植物園等のヒーリングスポットや、第五福竜丸展示館や木材・合板博物館等、知的な思索に耽りながら見どころを廻る散策コース。
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	葛西臨海公園－若洲海浜公園－夢の島公園－辰巳の森海浜公園－東京テレポートタウン－お台場－船の科学館－城南島（約 16.7km）	武蔵野の路は、自然・歴史・文化にふれながら東京を周回する全長 270km の散策路であり、夢の島・お台場コースは東京湾の眺望と共に海浜公園、スポーツ公園、史跡公園が連続する散策コースである。
	③	潮風の散歩道	江東区東雲 2-7（約 250m）	辰巳運河沿いの散歩道で、木製のベンチが設置されている。
公園、 児童遊園	④	潮見児童遊園	江東区潮見 1-18-1（約 220 m ² ）	潮見一丁目の住宅地内の街区公園。カラフルな遊具と砂場、ベンチが設置されている。
	⑤	潮見さざなみ公園	江東区潮見 1-29-24（約 7,600m ² ）	東雲運河に隣接し、水辺デッキに開放的な遊歩道がある。多様な植栽があり、園内にはビオトープや遊具、ベンチ等が設置されている。
	⑥	潮見運動公園	江東区潮見 1-1-1（約 40,100m ² ）	野球場 4 試合分と庭球場 1 面のある運動場。園内には遊具施設のある広場があり、運河沿いでは釣りが楽しめる。
	⑦	辰巳の森海浜公園	江東区辰巳 2-1-35（約 164,800m ² ）	パターゴルフ、フリーテニス等安全でレクリエーション性に富む 8 種目のニュースポーツが楽しめる。遊具施設（すべり台やブランコ他）やドッグラン施設もある。
	⑧	辰巳の森緑道公園	辰巳の森緑道公園（約 145,500m ² ）	辰巳の森海浜公園に隣接した公園で長い園路、広場がある。園内には、花木も多く四季折々に楽しめる。芝生の広場には、遊具、小山もある。園内はサイクリング、ジョギングやウォーキングコースが整備されている。
	⑨	東雲水辺公園	江東区東雲 1-9 先、辰巳 1-1 先（約 6,900m ² ）	辰巳運河沿いに位置する街区公園。広場にベンチや遊具が設置されている。
	⑩	東雲二丁目公園	江東区東雲 2-7-6（約 3,600m ² ）	東雲二丁目に位置する街区公園。遊具やベンチが設置されている。
	⑪	東雲駅前公園	江東区東雲 2-8-4（約 2,300m ² ）	東雲駅前に位置する街区公園。舗装された広場にベンチが設置されている。



凡例

- | | |
|---|--|
| 計画地 | 公園等 |
| JR | 休息 |
| 東京臨海高速鉄道
(りんかい線) | 広場遊戯 |
| 地下鉄 | 施設遊戯 |
| 写真撮影地点 | 集会 |
| | 臨海散策コース |
| | 武蔵野の路
(夢の島・お台場コース) |
| | 潮風の散歩道 |



Scale 1:10,000



図 9.8-1
施設の状況(アクアティクスセンター)



①臨海散策コース



②武蔵野の路（夢の島・お台場）コース



③潮風の散歩道



④潮見児童遊園



⑤潮見さざなみ公園



⑥潮見運動公園



⑦辰巳の森海浜公園



⑧辰巳の森緑道公園

写真 9.8-1(1) 自然との触れ合い活動の場の状況



⑨東雲水辺公園



⑩東雲二丁目公園



⑪東雲駅前公園

写真 9.8-1 (2) 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地は辰巳の森海浜公園の未開園地であり、南側には辰巳の森緑道公園、曙運河を挟んで東側には夢の島公園及び新木場公園、北側には砂町運河を挟んで潮見さざなみ公園、潮見運動公園等の施設が存在し、各施設内に広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。また、辰巳の森緑道公園と夢の島公園内を中心とした休日を中心とした臨海散策コースが存在する。

平日の利用形態としては、各公園や散策コースで散歩や休息利用が多く見られ、サイクリング、ジョギング等の利用が確認された。

休日の利用形態としては、辰巳の森海浜公園内でのパターゴルフ、潮見運動公園内では野球やテニス等の施設利用が見られた。その他の公園では家族づれでボール遊び等の広場遊戯が見られており、新木場公園内ではバーベキュー利用が見られた。散歩、休息、サイクリング、ジョギング等の利用者数は平日よりも多く確認され、潮見運動公園、新木場公園の運河沿いでは釣り人が見られた。

表 9.8-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	辰巳の森緑道公園と夢の島公園の園内を通るコースでは、四季折々の花木を楽しみながら散歩する利用者やジョギング、サイクリング等の利用が見られる。新木場駅の南側では、貯木場や木材・合板博物館を見学しながらの散歩が見られる。
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	夢の島緑道公園と辰巳の森緑道公園と隣接するコースでは、四季折々の花木を楽しみながらサイクリングをする利用者が見られる。
	③	潮風の散歩道	辰巳運河沿いを整備された遊歩道には植栽やベンチが配置され、ジョギングや散歩、休息利用が見られている。
公園、 児童遊園	④	潮見児童遊園	住宅地内の公園で、カラフルな遊具やと砂場で遊ぶ児童が見られる、ベンチが設置されている。
	⑤	潮見さざなみ公園	多様な植栽の緑と東雲運河沿いの開放的な水辺デッキは、憩いの場として散歩や休息利用が見られる。園内には遊具等が設置され、親子連れや児童の遊び場となっている。
	⑥	潮見運動公園	予約制の野球場と庭球場では、スポーツ施設利用が見られる。園内には遊具の設置された小さな広場で遊ぶ親子連れや児童が見られる。また、豊洲運河と東雲運河沿いでは釣り利用が見られる。
	⑦	辰巳の森海浜公園	広い芝生の多目的広場を中心に、パターゴルフ、フリーテニス等のニュースポーツ施設利用が見られる。遊具広場や芝生広場では、家族連れの広場遊戯や休息利用が見られるほか、植樹された園路を中心として散歩やジョギング等が見られる。
	⑧	辰巳の森緑道公園	国道 357 線に隣接した東西に長い園路内には植樹帯が多く、四季折々の花木を楽しめる園路は散歩、サイクリング、ジョギング等の利用が見られる。また、小山と遊具のある芝生広場は、親子連れの広場遊戯や休息利用が見られる。
	⑨	東雲水辺公園	東雲運河に架かる辰巳桜橋の西側にある水辺公園。水辺に設置された広場や、植樹された園路の散歩利用や休息利用が見られる。
	⑩	東雲二丁目公園	区立東雲図書館に近接する公園で、遊具が設置され親子連れや遊具で遊ぶ児童が見られる。散歩や休息利用も見られている。
	⑪	東雲駅前公園	東雲駅前に隣接する公園で、舗装された広場とベンチが設置されており、休息等の利用が見られる。

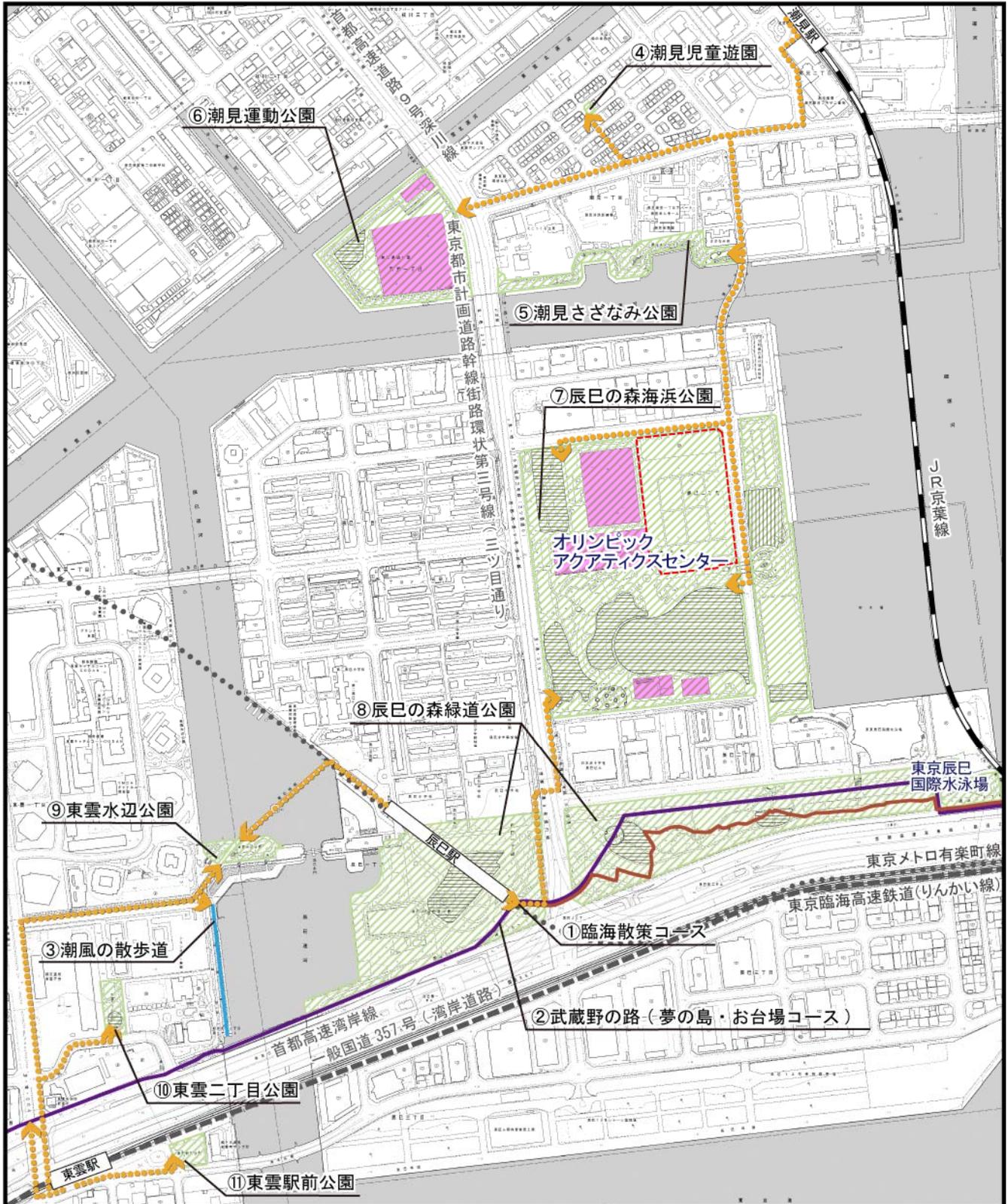
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（5）歩行者動線計画」（p.24 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.8-5 及び図 9.8-3 に示すとおりである。

表 9.8-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	辰巳駅	0m	約 0 分
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	辰巳駅 東雲駅	0m 200m	約 0 分 約 3 分
	③	潮風の散歩道	辰巳駅 東雲駅	650m 950m	約 9 分 約 12 分
公園、 児童遊園	④	潮見児童遊園	潮見駅	450m	約 6 分
	⑤	潮見さざなみ公園	潮見駅	550m	約 7 分
	⑥	潮見運動公園	潮見駅	750m	約 10 分
	⑦	辰巳の森海浜公園	辰巳駅 潮見駅	700m 1,100m	約 9 分 約 14 分
	⑧	辰巳の森緑道公園	辰巳駅	550m	約 8 分
	⑨	東雲水辺公園	辰巳駅 東雲駅	600m 1,000m	約 8 分 約 13 分
	⑩	東雲二丁目公園	東雲駅	400m	約 6 分
	⑪	東雲駅前公園	東雲駅	75m	約 1 分



凡例

- | | | | |
|--|---------------------|--|-----------------------|
| | 計画地 | | 公園等 |
| | J R | | 休息 |
| | 東京臨海高速鉄道
(りんかい線) | | 広場遊戯 |
| | 地下鉄 | | 施設遊戯 |
| | 利用経路 | | 集会 |
| | | | 臨海散策コース |
| | | | 武蔵野の路
(夢の島・お台場コース) |
| | | | 潮風の散歩道 |



Scale 1:10,000



図 9.8-2
自然との触れ合い活動の場までの
利用経路(アクアティクスセンター)

2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.68 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は沖積平野に位置し、埋め立てによる人工地形となっている。計画地及びその周辺で注目される樹木等は存在しない。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.68 参照)に示したとおりである。計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、主に北側には工場や倉庫などの工場系の施設、西側には戸建てや集合住宅などの住宅系の建物のほかに、商業施設やオフィスビルなどの商業系や、学校などの公共施設も存在する。南側にも集合住宅などの住宅系の建物や、商業施設やオフィスビルなどの商業系の建物となっている。計画地周辺は、東雲運河、曙運河、砂町運河となっており、南側は東京湾となっている。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.8-6 に示すとおりである。

表 9.8-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
東京都海上公園条例 (昭和 50 年条例第 107 号)	(目的) 第一条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 (海上公園事業及び海上公園計画) 第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業(以下「海上公園事業」という。)を行う。 1 海上公園の整備に関すること。 2 海上公園の利用公開に関すること。 3 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.8-7 に示すとおりである。

表 9.8-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月江東区)	(南部地区のまちづくりの目標) ～水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成～ ・湾岸道路より北側では、水辺の眺望景観を生かした、うるおいのある居住環境の形成とともに、学校等の公共公益施設等の適切な配置、生活の豊かさ向上に寄与する文化・レクリエーション等の機能を整備します ・湾岸道路より南側では、国際コンベンション機能の充実やファッション、商業、業務機能、宿泊機能の誘導により活気とにぎわいのある拠点形成を図ります。

9.8.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとと思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は辰巳の森海浜公園の未開園地であり、現状は柵に囲まれて立入りが制限されていることから、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。

事業の実施により、図 7.2-6 (p.27 参照) に示すとおり、計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としており、新たに利用可能な緑地が形成され、自然との触れ合い活動の場として活用されると予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられる。建設機械の稼働に伴う大気汚染等については、排出ガス対策型建設機械を使用する計画としており、その影響を低減する。

計画地に隣接する辰巳の森海浜公園では、散策や自然観察、休息、スポーツ利用等の自然との触れ合い活動が日常的に行われている。事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。このため、工事区域周辺には仮囲いを設置し、建設機械の稼働における影響を低減することにより、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

また、計画地南側には都民の憩いの場となる 2 階南側デッキを配置し、辰巳の森海浜公園の動線との連続性を確保する計画としている。また、2 階南側デッキから曙運河沿いの親水空間へのアクセスを確保する計画であり、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上し、自然との触れ合い活動は促進されると予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施に伴う工事車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、工事車両の走行による影響は小さいと予測する。

また、計画地周辺の散策やジョギング等の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。

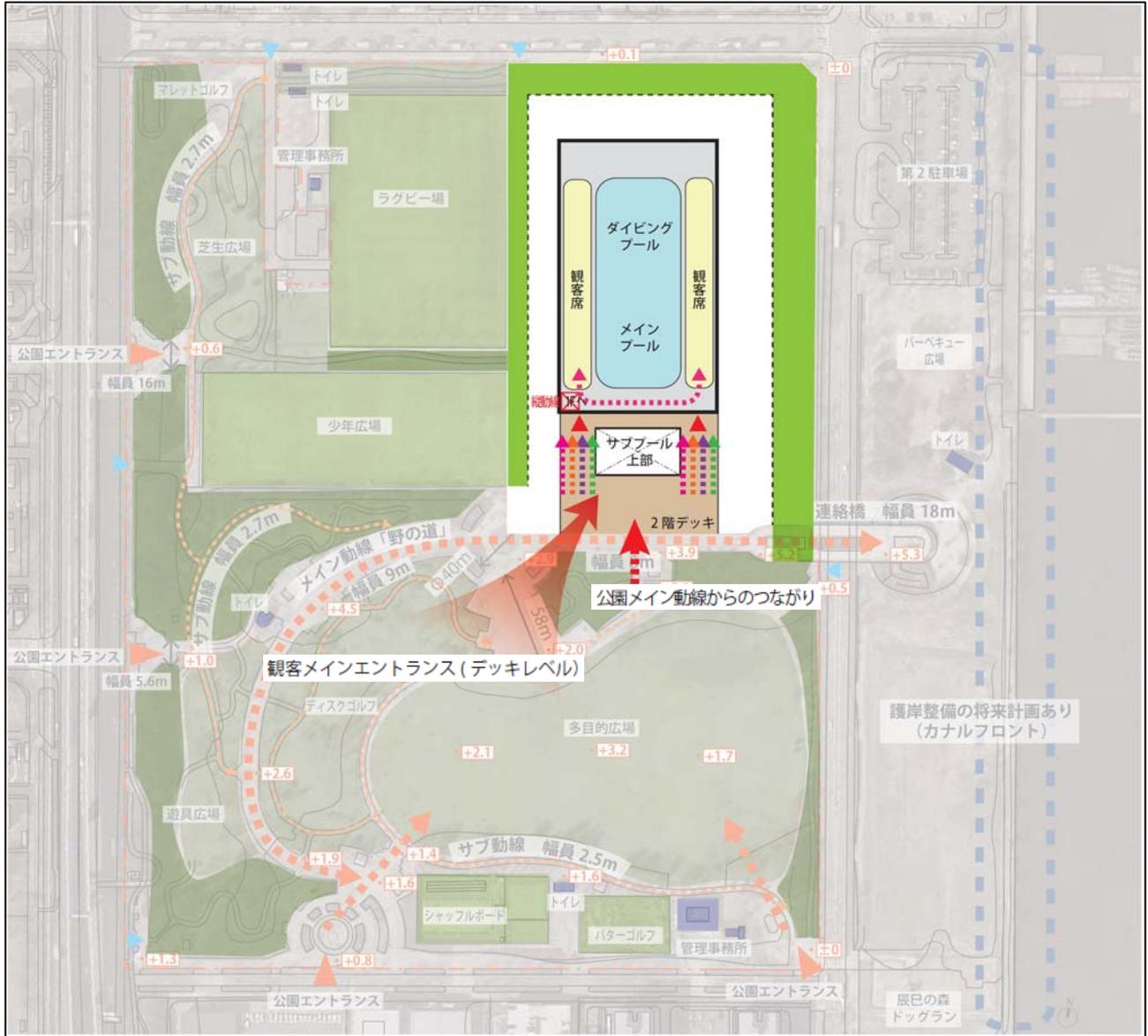


図 9.8-3 オリンピックアクアティクスセンター配置イメージ

9.8.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用する計画としている。
- ・工事区域周辺には仮囲いを設置する。
- ・計画地南側に2階南側デッキを配置し、都民の憩いの場と辰巳の森海浜公園、曙運河沿いの親水空間へのアクセスを確保する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。

9.8.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。

事業の実施により、計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としており、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると考える。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、未開園地である計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものと考ええる。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

開催前の事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事区域周辺には仮囲いを設置し、建設機械の稼働における影響を低減する。また、必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じるほか、低公害型の工事用車両を極力採用し、走行ルートの検討や安全走行等のミティゲーションの実施により、その影響を低減する計画としている。

事業の実施により、計画地南側に2階南側デッキを配置し、都民の憩いの場を創出するとともに周辺施設との動線を確保する計画としており、自然との触れ合い活動は促進されるものと考ええる。

以上のことから、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、未開園地である計画地内に新たな動線が創出されることにより、自然との触れ合い活動は促進され、評価の指標を満足するものと考ええる。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。また、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。